

さいたま市 環境負荷低減計画作成の手引き

—2024（令和6）年度—



目 次

第 I 章 「さいたま市環境負荷低減計画制度」について

1	はじめに	4
2	令和6年度変更事項	6
3	対象事業者	8
4	「環境負荷低減計画」の提出	10
5	「環境負荷低減計画」の公表	12
6	「環境負荷低減計画」の作成	13
7	環境負荷低減主任者の選任、職務及び届出	14
8	「環境負荷低減計画」に沿った取組の実施	15
9	取組結果の評価と「環境負荷低減計画」の見直し	15
10	「環境活動評価プログラムーエコアクション21ー」との関係	16
11	「埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）」との関係	16

第 II 章 「さいたま市環境負荷低減計画」の作成要領

1	様式第1号環境負荷低減計画作成（変更）報告書	18
2	様式第48号環境負荷低減主任者選任届出書	20
3	環境負荷低減計画様式③ー1	22
4	環境負荷低減計画様式③ー2	24
5	環境負荷低減計画様式③ー3	26
6	環境負荷低減計画様式③ー4	30

第Ⅲ章 チェックシート

1	様式④取組チェックシート.....	33
2	様式⑤-1 負荷チェックシート.....	37
3	様式⑤-2 負荷チェックシート.....	42
4	様式⑤-3 負荷チェックシート.....	44

第Ⅳ章 資料

1	産業分類及び番号.....	49
2	さいたま市環境負荷低減計画作成に関する「よくある質問集 Q&A」.....	50

第 I 章 「さいたま市環境負荷低減計画制度」について

第 I 章 「さいたま市環境負荷低減計画制度」について

1 はじめに

本市では平成 21 年度に「さいたま市生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、その条例のなかで環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置（管理）する事業者は、温室効果ガスの削減等に関する計画（環境負荷低減計画）を作成する制度を開始しました。この「環境負荷低減計画制度」は、事業者が温室効果ガス削減の目標と計画を立てて実施し、計画を市に提出し、公表することで、事業者の自主的な環境保全活動を促進することとしております。

（1）条例及びさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（以下規則という。）

（条例第 11 条）

次のいずれかに該当する事業所を設置し、または管理している者は、自らが環境への負荷の低減に取組内容を記載した環境負荷低減計画書を作成しなければなりません。

（条例第 12 条）環境負荷低減計画の公表

事業者は、市長に提出した環境負荷低減計画の内容について公表することが義務付けられています。

（規則第 3 条）

ア 化石燃料並びに他人から供給された熱及び他人から供給された電気の年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。）使用量をそれぞれ原油の数量に換算した量を合算したものが 1,500kℓ 以上である事業所

（規則第 4 条）

イ 大規模小売店舗立地法（通称：大店立地法）で規定する大規模小売店舗のうち、店舗面積が 5,000 m²以上であるもの（毎年 4 月 1 日現在）

環境負荷低減計画は、アに掲げる事業所は当該年度の翌年度の 8 月 31 日まで、イに掲げる大規模小売店舗は当該年度の 8 月 31 日までに市長に提出しなければなりません。なお、当該事業者は環境負荷低減主任者を選任しなければなりません。

(2) 埼玉県地球温暖化対策推進条例（以下県条例という）との関係
事業者の負担軽減のため、埼玉県が実施する「埼玉県地球温暖化対策計画制度」で作成するデータを活用できるように整合を図っています。

(3) 勧告に従わなかった者の公表（条例第 123 条）
条例の対象となる事業者が環境負荷低減計画の作成、提出又は公表をせず、市長の勧告に従わなかった場合、市長はその旨を公表することができます。

2 令和6年度変更事項

(1) 基準年度の設定

事業所ごとに基準年度(2013~計画提出年度の前々年度の間で任意の年度)を設定してください。なお、原則毎年度同じ基準年度を用います。

『該当箇所：計画様式③-2 基準年度』

(2) 温室効果ガス削減率の公表

基準年度からの温室効果ガス排出量の削減率を市のホームページで公表します。

なお、公表は任意としておりますが、削減率を公表することにより「脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組む企業」として、PR に繋がりますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

『該当箇所：計画様式③-3 基準年度〇〇比 削減率 実績』

(3) 取組内容の事例紹介及び表彰制度の導入

温室効果ガス削減率が高い、優れた取組を行っている事業者については、市のホームページ上で事例紹介をさせていただきます。また、表彰も実施します。

詳細は決まり次第、市のホームページで公表します。

(4) 事業所番号の割り振り

事業所ごとに事業所番号を割り振りします。事業所番号は、毎年度同じ番号を使用することで、年度間で事業所を紐づけします。

なお、各事業所の事業所番号は市のホームページで公表します。

また、今年度から新たに計画を提出する事業所は、空欄でお願いします。

『該当箇所：計画様式③-1 事業所番号』

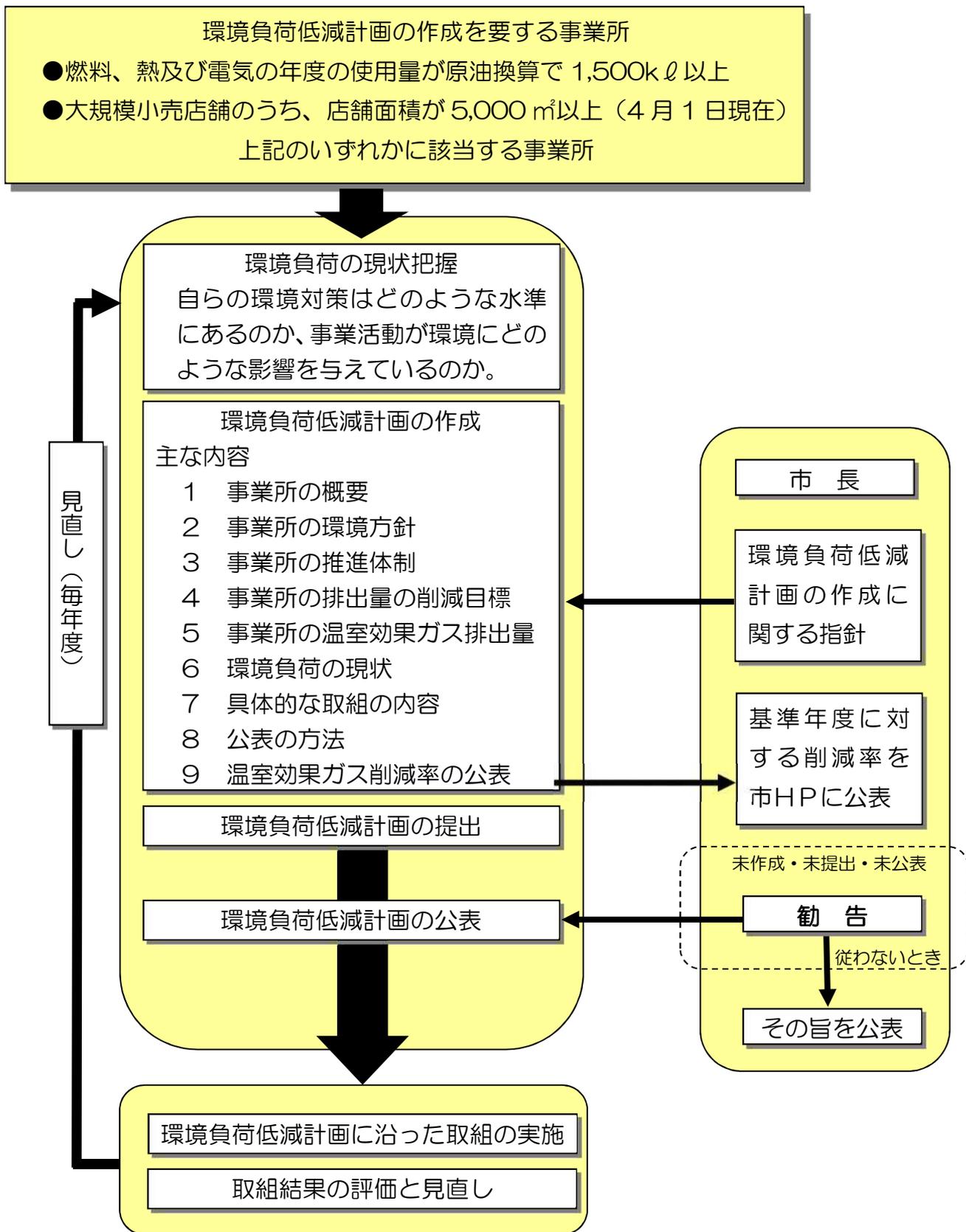
(5) 提出任意事業者の廃止

令和5年度まで提出が義務付けられていない事業者についても、「環境負荷低減計画(提出任意事業者)」を作成し提出をご協力いただいておりますが、令和6年度より受付を終了します。

提出任意事業者に代わる制度として「電気・ガス使用量調査」を新たに実施します。

詳細は市のホームページをご覧ください。

「環境負荷低減計画実施フロー」



3 対象事業者

「環境負荷低減計画」の作成・提出及び公表が義務付けられている事業者は、市内に事業所を置き、かつ、次のいずれかに該当する事業者です。

(1) 化石燃料並びに他人から供給された熱及び他人から供給された電気の年間(4月1日から翌年3月31日までをいう。)使用量をそれぞれ原油の数量に換算した量を合算したものが1,500kℓ以上である事業所

(「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律〔昭和54年法律第49号〕(通称=省エネ法)」が定める「エネルギー管理指定工場制度」の第1種工場及び第2種工場が相当します。)

<規則第3条1号：化石燃料(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第2項に規定する化石燃料をいう。)並びに他人から供給された熱(同条第1項に規定する熱をいう。)及び他人から供給された電気の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量をそれぞれ安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和5年経済産業省令第11号)第1条による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算したものが1,500キロリットル以上である事業所>

(例)

①事業所の所有者＝使用者

⇒所有者が計画書を提出してください。

②事業所の所有者≠使用者

⇒異なる場合は、エネルギー管理権限を有する使用者が計画書を提出してください。

●テナントビル

テナントビルにおける報告対象は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(省エネ法)の考え方に準じます。

○テナントには、エネルギー管理権限が存在しないテナント専用部のエネルギー(例：空調や照明にかかるエネルギー)も含めます。

○建物所有者(オーナー)は、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要です。

○テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能です。(推計方法は、適切かつ合理的な手法で行うこと。)

○建物所有者(オーナー)は、テナント専用部のうち、テナント側にエネルギー管理権限がある設備以外の部分について報告してください。

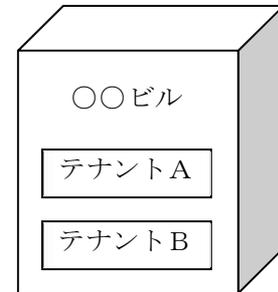
※区分所有建物、複数の所有者が所有している場合も同様です。

(例) 建物全体 2,300kℓ
 建物所有者 100kℓ ⇒対象外
 テナント 200kℓ ⇒対象外
 テナントB 2,000kℓ ⇒対象(計画書を作成し、提出してください。)

●その他

次の場合、要件に該当する者に代わり提出が可能

- ・契約等により設備更新等の権限を有する者
- ・信託されている場合の信託受益者
- ・区分所有されている場合の管理組合法人



(2)「大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)(通称:大店立地法)」で規定する大規模小売店舗のうち、店舗面積が5,000㎡以上である事業所

(毎年4月1日現在)

〈規則第3条2号：大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち、同条第1項の店舗面積が5,000㎡以上であるもの〉

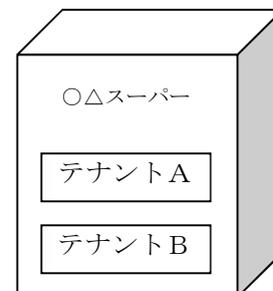
(例)

大規模小売店舗立地法で規定する店舗のうち店舗面積5,000㎡以上であるものが提出する。

●テナントビル

(例) 大規模小売店舗○△スーパー

○△スーパー建物全体	6,000㎡
○△スーパー	3,000㎡
テナントA	1,000㎡
テナントB	2,000㎡



○原則として、大規模小売店舗○△スーパーが計画書を作成し、提出してください。

○エネルギー管理権限がテナントA、Bにある場合は、テナント側に作成義務があります。その場合、大規模小売店舗(○△スーパー)は、テナント以外の部分について作成してください。

計画書提出時は○△スーパーがテナント分も併せて、計画書を提出してください。

※共有部分については、管理しているもの（例 ○△スーパー）が合わせて計画書を作成してください。

※テナントが小規模で、エネルギー使用の把握が困難な場合は、○△スーパーが一括して計画を作成し提出してください。

※廃棄物等の排出量についても、大規模小売店舗である○△スーパーが一括して計画書を作成し提出してください。ただし、エネルギー管理権限がテナントにあり、テナントに排出量の削減が独自に設定できる場合は、各テナントにおいて計画書を作成してください。

4 「環境負荷低減計画」の提出

「環境負荷低減計画」として、市に提出する書類及び提出方法等は次のとおりです。

（１）提出するもの

以下を電子データ（Excelファイル）で提出してください。なお、様式は市のホームページ上で、一括でダウンロードできます。

	注意点等
様式第1号	令和3年度より押印不要となりました。
様式第48号	令和3年度より押印不要となりました。
様式③-1	
様式③-2 4 事業所の温室効果 ガス排出量の削減目標	令和6年度より基準年度に対する削減目標を設定することになりました。
様式③-3 5 事業所の温室効果 ガス排出量	令和6年度より基準年度に対する削減率を公表するようになりました。
様式③-4 7 具体的な取組の内容	・前年度から二酸化炭素排出量が増減した理由を記載
様式④	
様式⑤-1	
様式⑤-2	
様式⑤-3	

(2) 提出方法

メール又はさいたま市電子申請・届出サービスをご利用ください。
上記が困難な場合は、CD-R等の郵送による提出も受け付けます。

(3) 留意点等

令和3年度より、代表者印が不要となっているため、紙文書の提出は不要となっております。事業者控えを必要とする場合は、紙の計画書を1部提出してください。

(收受印押印後に返却しますので、郵送の場合は、切手を貼付した返送用封筒を同封してください)

(4) 提出時期

当該年度の8月31日まで

※8月31日が閉庁日の場合、翌開庁日までとなります。

(5) 提出先

①電子申請の場合

さいたま市ホームページ「電子申請・届出サービス」へ

https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_searchOfferList

②メールの場合

件名に「【環境負荷低減計画作成報告】+事業所名」を記入し、市のホームページに記載のアドレスあて送付ください。

③郵送又は持参の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

担当：ゼロカーボン推進戦略課

5 「環境負荷低減計画」の公表

「環境負荷低減計画」の公表は、市民(地域住民)、ユーザー(消費者)、取引先、株主や投資家、金融機関、環境団体、行政等ステークホルダーに対するCSR(企業の社会的責任)を果たす、とりわけ環境コミュニケーションを促進するうえで大変重要な要素であり、また、第三者が評価するうえでも大切な指標(ツール)となります。

以下の記載で、(義務)と表示されているものは、条例等の規定により必ず行わなければならない項目ですが、(任意)と表示されているものについても、それぞれの独自性を打ち出せるよう創意・工夫をお願いします。

(1) 事業者が公表する事項と方法

事業者が必ず公表しなければならないもの(義務)とその他公表が望まれるもの(任意)及び方法を下表に示します。

	公表事項	公表方法
事業者の義務	<ul style="list-style-type: none">環境負荷低減計画取組チェックシート	<ul style="list-style-type: none">事業所内で閲覧又は掲示 (ただし、計画等の閲覧を希望する者が容易に閲覧できるような場所、時間等に配慮してください)
公表の例示 (任意)	<ul style="list-style-type: none">負荷チェックシート環境レポート(環境報告書)環境負荷低減計画の内容を分かりやすく整理したもの環境データ集その他	<ul style="list-style-type: none">事業者のホームページの活用新聞や雑誌、テレビの環境広告環境パンフレットの作成社内報の掲載や社員研修用としての活用等その他

(2) 事業者が公表する期間

「環境負荷低減計画」を市長に提出した日から、その年度の3月31日まで

(3) 市による公表

市は、これまで「環境負荷低減計画」の提出を受けて、事業所名称、所在地(〇〇区まで)を一覧にして公表しておりました。

事業者の環境保全活動をより促すため、令和6年度から、基準年度に対する温室効果ガス削減率も併せて公表いたします。

6 「環境負荷低減計画」の作成

以下の点に留意して、年度に1回、「環境負荷低減計画」を作成・提出・公表してください。

(1) 作成の手順

環境負荷の低減に向けた取組を始めるためには、まず、自らの環境対策はどのような水準にあるのか、また、自らの事業活動が環境にどのような影響を与えているのかを把握する必要があります。

現状を把握する手段として、第Ⅲ章のチェックシートを使った「環境保全の取組のチェック（以下「取組チェック」という。）」と「環境への負荷のチェック（以下「負荷チェック」という。）」の2つの種類のシートを用意しています。

そして、この2つの種類のシートを使ったチェックにより現状を認識することで、今後改善（実施）していくべき具体的な取組の内容や目標を設定し、「環境負荷低減計画」を作成することとなります。

① 環境負荷の現状把握

取組チェック（第Ⅲ章＜記入例＞様式④「取組チェックシート」参照）

負荷チェック（第Ⅲ章＜記入例＞様式⑤-1～3「負荷チェックシート」参照）

↓

② ①の結果を踏まえ、充分でない取組について改善策を検討

↓

③ 目標の設定、目標達成のための具体的取組等を決定

↓

④ 環境負荷低減計画の作成

(2) 環境保全の取組チェック

取組チェックシートを使った簡易な手法により、『二酸化炭素（CO₂）等の排出抑制』など、次の6種類ごとに、現時点での自らの取組状況を把握してください。

◆ 取組チェックシート(6種類)

項目① 二酸化炭素（CO₂）等の排出抑制

項目② 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

項目③ 輸送に伴う環境負荷の低減

項目④ 製品の開発・設計等における環境配慮

項目⑤ グリーン購入

項目⑥ 環境教育、環境保全のための仕組みの整備

(3) 環境への負荷チェック

負荷チェックシートを使い、自らの事業活動に伴って環境への負荷がどれだけ発生しているかを、「二酸化炭素排出量」、「廃棄物等排出量」の2つの種別について、チェックを行ってください。

なお、この2種別については、総排出量が法的な規制対象となっていないことから自主的な管理が重要であること、あらゆる事業活動から発生すること、比較的簡易な手法を用いて把握できることといった観点から入力していただく項目としています。

事業の内容によっては、この他にも様々な種類の環境負担が考えられます。事業の特性に応じた把握ができるよう、他の種別についても、必要に応じてやり方を工夫して現状把握に努めてください。

◆ 負荷チェックシート

環境負荷低減計画に結果を記載してください。

- ① 二酸化炭素（CO₂）排出量
- ② 廃棄物等排出量

(4) 環境負荷低減計画書の作成

「第Ⅱ章さいたま市環境負荷低減計画の作成要領」に従い、環境負荷低減計画書の各様式に基づき作成してください。

(5) 環境負荷低減計画書の変更

年度途中において環境負荷低減計画書の内容を大きく変更した場合は、「環境負荷低減計画変更報告書」に変更事項を記入し、提出してください。

7 環境負荷低減主任者の選任、職務及び届出

(1) 選任

事業者は、事業活動において生ずる環境への負荷の低減、その他生活環境の保全に関する取組を推進するため、その責任者として「環境負荷低減主任者」を選任しなければなりません。

なお、選任は環境負荷低減計画を策定し、又は変更することができる人から行わなければなりません。（エネルギー管理士などの資格要件はありません。）

(2) 職務

環境負荷低減主任者は、事業所の事業内容等に応じて、次の業務を管理します。

- ア 環境負荷低減計画等の作成、進行管理及び実施の状況の報告に関すること
- イ 従業員に対する環境への負荷の低減に関する教育に関すること
- ウ 事業活動に係る環境に関する情報の収集に関すること
- エ 事故その他緊急時における体制の整備に関すること

<条例第112条第1項・第113条参照>

〈規則第85条参照〉

(3) 届出

環境負荷低減主任者を選任したときは、「環境負荷低減主任者選任届出書」により市長に届け出なければなりません。

※昨年度と環境負荷低減主任者の変更がない場合においても、毎年度の環境負荷低減計画作成報告の提出時に、様式48号環境負荷低減主任者選任届出書も作成して提出してください。

〈条例第112条第2項参照〉

〈規則第86条参照〉

8 「環境負荷低減計画」に沿った取組の実施

環境負荷低減計画書を策定しても、作成したままでは意味がありません。環境負荷低減計画書に沿って事業所が自ら責任を持って、具体的な取組を日々進めていくことが重要になります。

以下は、策定した計画書の目標達成に必要な事項を具体的に説明したものです。

(1) 目標達成のための体制の整備

取組を継続的に進めるためには、事業所内の責任者や役割分担の確立など、仕組みや体制の整備が求められます。全ての従業員が、目標や目標を達成する理由・方法等を、共有することが必要です。環境に関する従業員に対する啓発や教育など、計画書の実践に向けて管理の仕組や各々の果たすべき役割を、従業員各個人が十分に認識しているかどうかを、取り組むにあたり確認してください。

また、実践していくうちにより良い仕組み、役割分担の方法が見つかることがあります。さらに、当初の目標を前倒して達成した場合には、次の目標設定が必要となります。これらの状況変化に柔軟に変更対応するとともに、新しい方法等について認識を共有するように努めてください。

(2) 取組状況等の記録及び保管

環境負荷低減計画書の進行管理には、取組状況等の記録及び保管が欠かせません。計画書の起点となる環境負荷をチェックした結果はもとより、定期的に行っている検査の記録・報告書等の保管が必要です。

9 取組結果の評価と「環境負荷低減計画」の見直し

取組結果を踏まえ、今後さらに継続すべき部分、改めるべき部分を抽出し、改善案を検討して見直していくことが必要です。以下の点に留意してください。

(1) 取組結果の評価

取組結果は定期的に評価し、原因分析と改善策を検討・実施し、次の行動に結び

つけることが重要です。結果は、目標の達成について「○、×」による評価や、目標に対する「達成率」で評価するなどの方法が考えられます。

また、取組の結果を過去の状況と比較して評価することも重要です。必要に応じて他の事業所や同業他社との比較を行うことも考えられます。

(2) 環境負荷低減計画の見直しと新たな環境負荷低減計画の作成

環境負荷低減計画の取組結果の評価をもとに、環境保全活動の効果があがるよう取組内容の見直しや新たな目標の設定などが必要です。

環境負荷低減計画は、一年ごとに見直しを行い、新たな計画書として作成(改訂)し、毎年度提出・公表等を行うものです。

1.0 「環境活動評価プログラムーエコアクション21ー」との関係

環境省では、ISO14001とは異なるものですが、ISO14031との間で基本的な整合性を確保し、そのマニュアルとしても使用ができ、且つ公表できるような仕組みを有している「環境活動評価プログラムーエコアクション21ー」を策定し、その普及に努めています。これは、簡易な手法により事業者の環境マネジメントに係る一般的なルールづくりと事業者と消費者等との間のコミュニケーションを促す方策として、有効な手法となっています。環境負荷低減計画は、この「環境活動評価プログラムーエコアクション21ー」を参考にしています。

1.1 「埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成21年 埼玉県条例第9号)」との関係

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、平成21年4月1日に施行されました。

その中に「第3章 事業活動における地球温暖化対策」として、「温室効果ガス多量排出事業者に対して、地球温暖化対策計画の作成等を義務付け」という項目があります。この「温室効果ガス多量排出事業者」とは以下の基準によります。

- ① 事業者単位で合算して、エネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上
- ② 大規模小売店舗のうち店舗面積が1万㎡以上

本市の制度における「1事業所単位」と異なり、県の制度では、県内の全事業所を、「事業者」単位に合算する省エネ法などと同様の考え方に基づいています。市内でも多くの事業者が、県と市の両制度の対象事業所となることが想定されます。

第Ⅱ章 「さいたま市環境負荷低減計画」の作成要領

<記入例>

様式第1号（第4条関係）

環境負荷低減計画作成（変更）報告書

令和〇〇年 〇月〇〇日

（宛先） さいたま市長



報告者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
 氏名又は名称 〇〇株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 埼玉 一郎
 （法人の場合）
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

環境負荷低減計画を作成（変更）したので、さいたま市生活環境の保全に関する条例第11条第2項の規定により、別添のとおり提出します。

②	事業所の名称	〇〇株式会社 △△△支店		
③	事業所の所在地	さいたま市〇〇区〇〇		
	変更の概要	/		
④	連絡先	担当部署	管理部 総務課	
		担当者氏名	埼玉 三郎	
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		F A X	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		Eメール	△△△@×××××	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号		
※備考				

- 備考 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1号（第4条関係） 環境負荷低減計画作成（変更）報告書

（注意事項）

- ① 報告者
報告者の住所、氏名または名称、法人の場合は代表者の氏名、電話番号を記入してください。
（押印は不要です。）
- ② 事業所の名称
事業所の名称を記入してください。
- ③ 事業所の所在地
事業所の所在地を記入してください。会社名及び店舗名または工場名まで記入してください。
- ④ 連絡先
環境負荷低減計画作成報告書の作成を行った担当者の部署、氏名、電話番号、FAX、
メールアドレスを記入してください。

＜記入例＞

様式第48号（第86条関係）

環境負荷低減主任者選任届出書

令和〇〇年 〇月〇〇日

（宛先） さいたま市長



報告者 住所

氏名又は名称

代表者の氏名
（法人の場合）

電話番号

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇

〇〇株式会社

代表取締役社長 埼玉 一郎

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

さいたま市生活環境の保全に関する条例第112条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の区分	職名	氏名
○ さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第85条第1項第1号に規定する事業者	取締役管理部長	埼玉 次郎
同規則第85条第1項第2号に規定する事業者		

- 備考
- 1 「事業者の区分」の欄には、当該事業者が該当する事業者の区分に○印を付すこと。
 - 2 この届出書は、さいたま市生活環境の保全に関する条例の規定により、事業者が作成することとされている計画等に係る計画作成報告書等に添付して提出すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第48号（第86条関係）環境負荷低減主任者選任届出書

（注意事項）

- ① 報告者
報告者の住所、氏名または名称、法人の場合は代表者の氏名、電話番号を記入してください。
（押印は不要です。）
- ② 環境負荷低減主任者
環境負荷低減主任者になる人の職名と氏名を記入してください。
なお、届出は昨年度と変更がない場合においても提出してください。

施行規則第85条第1項第1号に該当する事業者は、第Ⅰ章「3 対象事業者」における（1）または（2）に該当する事業者（提出義務事業者）になります。

環境負荷低減主任者の職務は、第Ⅰ章「7 環境負荷低減主任者の選任、職務及び届出」における（2）職務のとおりとなります。以下、抜粋です。

- ア 環境負荷低減計画書等の作成、進行管理及び実施の状況の報告に関すること
- イ 従業員に対する環境への負荷の低減に関する教育に関すること
- ウ 事業活動に係る環境に関する情報の収集に関すること
- エ 事故その他緊急時における体制の整備に関すること

※エネルギー管理士等の特別な資格要件はありません。

＜記入例＞

環境負荷低減計画様式③-1

①

令和 6 年度

事業所番号	1999
-------	------

さいたま市 環境負荷低減計画

1 事業所の概要

(1) 事業所種別

②	事業所種別	1 年間原油換算使用量1,500kℓ以上の事業所 2 大規模小売店舗のうち、店舗面積が5,000㎡以上である事業所
	2	

(2) 事業所及び事業内容

③	事業所名	〇〇株式会社△△△ ××店		
④	所在地	さいたま市〇〇区△△1-1-1		
⑤	エネルギー 原油換算使用量(kℓ)	2023(令和5)年度	2022(令和4)年度	2021(令和3)年度
		2,318	2,718	2,774
⑥	産業分類名(中分類)	各種商品小売業		
⑦	分類番号(中分類)	56		
⑧	事業活動の概要 (従業員数、敷地面積、 延べ床面積等)	(例) 従業員 500名 敷地面積 12,500㎡ 延床面積 45,987㎡		

2 事業所の環境方針

⑨	(例) 「小売事業で夢のある社会づくり」を使命とする基本理念のもとに、 環境保全と事業活動の調和を図り、持続可能な社会の実現に貢献します。 基本理念に基づき次の環境マネジメント活動を実施します。 <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての事業活動において、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減を推進する。 2 各店舗が提供する各種商品・サービスを通じて、お客様の環境への負荷低減に貢献する。 3 基本方針を達成するため、環境目的・目標を設定し、全社員をあげて環境マネジメントを実施する。
---	--

(注意事項)

1 事業所の概要

- ① 事業所番号
事業所番号（4桁）を記入してください
なお、事業所番号は下記のホームページで記載しております。
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/015/011/001/p059820.html>
- ② 事業所種別
該当する番号（1または2）をプルダウンで選択してください。
種別1と2の両方に該当する場合は、2を選択してください。
- ③ 事業所名
事業所名を記入してください。会社名及び店舗名または工場名まで記入してください。
- ④ 所在地
事業所の所在地を記入してください。
- ⑤ エネルギー原油換算使用量(kℓ)
2023(令和5)年度の原油換算使用量が自動転記されます。
(様式⑤－1 負荷チェックシートを入力すると自動転記されます。)
新規提出事業所以外は、2022(令和4)・2021(令和3)年度の数値も記入してください。
- ⑥ 産業分類名
第IV章「産業分類及び番号」を参照し、事業所の事業活動における日本標準産業分類に掲げる中分類を記入してください。
- ⑦ 分類番号
第IV章「産業分類及び番号」を参照し、⑥の産業中分類について、分類番号(2桁の数値)を記入してください。
- ⑧ 事業活動の概要
事業活動として従業員数、敷地面積、延床面積等、事業規模が分かる事項を記入してください。

2 事業所の環境方針

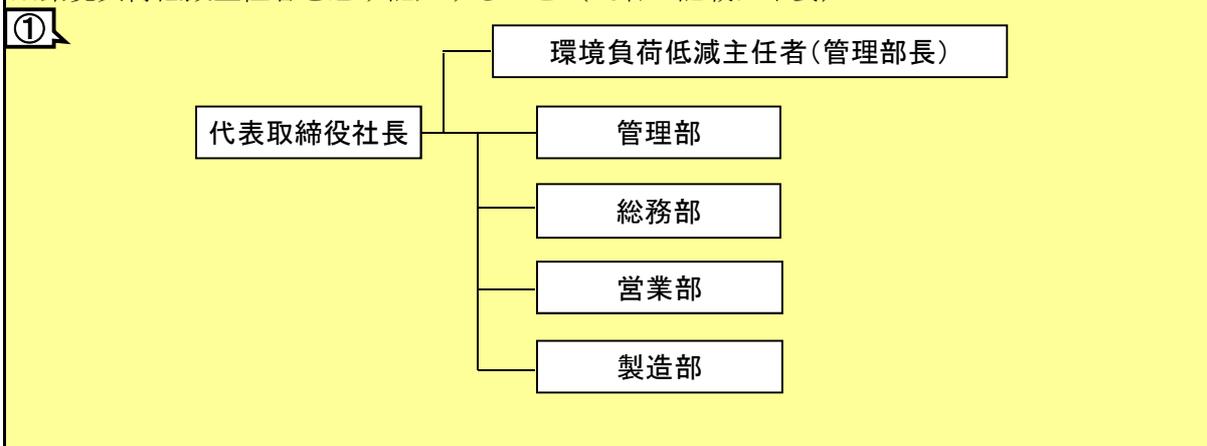
- ⑨ 事業所の環境方針
事業所において環境方針を定めている場合は、この欄に記入してください。

＜記入例(目標ベース:温室効果ガス排出量とした場合)＞

環境負荷低減計画様式③-2

3 事業所の地球温暖化対策における推進体制

※環境負荷低減主任者を必ず記入すること(氏名の記載は不要)



4 事業所の温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 削減目標

② 計画期間		2024(令和6)年度 ~ 2026(令和8)年度		
③ 基準年度 (2013年度から前々年度の間で任意の年度を設定)		2013年度		
削減目標	④ 目標ベース (必須)	温室効果ガス排出量 (原則こちら)	<input checked="" type="radio"/>	
		排出量原単位	<input type="radio"/>	
	⑤ 温室効果ガス 合計 (必須)	基準排出量: 2026年度までに	9,700 16	t-CO ₂ として、 %を削減する。
		基準排出量原単位: 2026年度までに		t-CO ₂ として、 %を削減する。
	⑥ エネルギー起源 CO ₂ (必須)	基準排出量: 2026年度までに	5,000 20	t-CO ₂ /指標として、 %を削減する。
		基準排出量原単位: 2026年度までに		t-CO ₂ として、 %を削減する。
	⑦ 非エネルギー 起源CO ₂ (該当する排出が ある場合)	基準排出量: 2026年度までに	1,200 20	t-CO ₂ として、 %を削減する。
		基準排出量原単位: 2026年度までに		t-CO ₂ として、 %を削減する。
	⑧ その他 温室効果ガス (年間3,000t-CO ₂ 以上排出している 場合)	種類:	一酸化二窒素	
		基準排出量: 2026年度までに	3,500 10	t-CO ₂ として、 %を削減する。
基準排出量原単位: 2026年度までに			t-CO ₂ として、 %を削減する。	

3 事業所の地球温暖化対策における推進体制

- ① 事業所の地球温暖化対策における推進体制
事業所として推進体制を定めている場合は、この欄に図で記入してください。

4 事業所の温室効果ガス排出量の削減目標

- ② 計画期間
計画期間は3年間とします。
計画期間が2024（令和6）年度から2026（令和8）年度であることを確認してください。
- ③ 基準年度
2013（平成25）年度から前々年度までの間で温室効果ガス排出量を把握している
任意の年度を記入してください。
基準年度は、毎年度どれくらい温室効果ガスを削減できたかを把握する指標になります。
原則、毎年度同じ基準年度を設定してください。
新規事業所で、過去に実績がないまたは過去の実績を把握していない事業所は、
前年度を基準年度として、記入してください。
- ④ 目標ベース
基準年度における温室効果ガス排出量又は排出量原単位に対する削減目標を設定いただきます。
原則、温室効果ガス排出量を選択し設定いただきますが、
事業の性質などにより困難な場合は、排出量原単位を選択してください。
また、排出量原単位を選択した場合は、活動規模の指標となる項目を1つ選び、
その指標の基準年度の値を記入してください。
- ⑤ 温室効果ガス合計（必須）
⑥、⑦、⑧の入力結果が反映されます。
値が入力されているか確認してください。
- ⑥ エネルギー起源CO₂（必須）
ア 温室効果ガス排出量を選択した場合
基準年度におけるエネルギー起源CO₂排出量を入力し、
2026（令和8）年度までに何%削減するか記載してください。
イ 排出量原単位を選択した場合
基準年度におけるエネルギー起源CO₂排出量原単位を入力し、
2026（令和8）年度までに何%削減するか記載してください。
- ⑦ 非エネルギー起源CO₂（該当がある場合）
様式⑤－2 負荷チェックシートに該当する項目がある場合、必ず記入してください。
記入方法は⑥を参考にしてください。
- ⑧ その他温室効果ガス（該当がある場合）
様式⑤－2 負荷チェックシートに該当する項目があり、排出量が二酸化炭素排出量に換算して
3,000t-CO₂以上ある場合は、必ず入力してください。
記入方法は⑥を参考にしてください。

＜記入例(目標ベース:温室効果ガス排出量とした場合)＞

環境負荷低減計画様式③-3

5 事業所の温室効果ガス排出量

(1) 計画期間の温室効果ガス排出量の推移

CO₂換算 (t-CO₂)

		基準年度	計 前 画 年 提 出 度	計画期間			
				2013年度	2023年度	2024年度	2025年度
CO ₂	エネルギー起源CO ₂	目標		4,154	4,077	4,000	
		①実績	4,532	②			
	非エネルギー起源CO ₂	目標		997	978	960	
		実績	1,164				
	CO ₂ の合計	目標		5,151	5,055	4,960	
		実績	5,696				
その他温室効果ガス	メタン	目標		0	0	0	
		実績	0				
	一酸化二窒素	目標		3,204	3,177	3,150	
		実績	3,300				
	ハイドロフルオロカーボン	目標		0	0	0	
		実績	0				
	六フッ化硫黄	目標		0	0	0	
		実績	0				
	三フッ化窒素	目標		0	0	0	
		実績	0				
	その他温室効果ガス合計	目標		3,204	3,177	3,150	
		実績	3,300				
	温室効果ガスの合計		目標		8,355	8,232	8,110
			実績	8,996			
基準年度:2013年度比 削減率		目標		13.9%	15.1%	16.4%	
		③実績	7.3%				

④

(2) 計画期間の温室効果ガス排出量原単位の状況

CO₂換算 (t-CO₂/指標)

エネルギー起源CO ₂			計 前 画 年 提 出 度	計画期間			
				2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
エネルギー起源CO ₂ 排出量原単位	単位	目標					
		実績					
温室効果ガスの合計排出量原単位	単位	目標					
		実績					
基準年度:2013年度比 削減率		目標					
		実績					
活動規模の指標	●	生産量	〇〇	あたり			
	○	出荷額	〇〇	あたり			
	○	従業員数	人	あたり			
	○	床面積	〇〇	あたり			
	○	() (※自由記載)	〇〇	あたり			

※〇〇には活動規模の指標となる単語を記入してください。
例: m、t、百万円 など

5 事業所の温室効果ガス排出量

① エネルギー起源CO₂の実績（2023年度）

様式⑤-1 負荷チェックシートから自動的に入力されます。
※非エネルギー起源CO₂とその他の温室効果ガスについても該当がある場合、
様式⑤-2 負荷チェックシートから自動的に入力されます。

② エネルギー起源CO₂の目標（2024年度～2026年度）

様式③-2から自動的に入力されます。（任意の値を直接入力することも可能です。）
自動的に入力されない場合は、様式③-2の基準年度の設定しているか、
又は基準年度におけるエネルギー起源CO₂の排出量及び
2026年度における削減目標が入力されているか確認してください。
非エネルギー起源CO₂とその他の温室効果ガスについても該当がある場合、
様式③-2から自動的に入力されます。

③ 温室効果ガス排出量における基準年度比 削減率

様式③-2の目標ベースで「温室効果ガス排出量」を選択した場合、自動で算出されます。
削減率が100%と表示されている場合は、様式⑤-1 負荷チェックシートが未入力である
可能性がありますので、値が入力されているか確認してください。
※様式③-2の目標ベースで「排出量原単位」を選択した場合は算出されません。

④ 計画期間の温室効果ガス排出量原単位の状況

様式③-2の目標ベースで「温室効果ガス排出量」を選択した場合は記入不要です。

<記入例(目標ベース:排出量原単位とした場合)>

環境負荷低減計画様式③-3

5 事業所の温室効果ガス排出量

(1) 計画期間の温室効果ガス排出量の推移

CO₂換算 (t-CO₂)

		基準年度	計 画 年 提 出 度	計画期間			
				2013年度	2023年度	2024年度	2025年度
CO ₂	エネルギー起源CO ₂	目標		4,154	4,077	4,000	
		①実績		4,532	②		
	非エネルギー起源CO ₂	目標		997	978	960	
		実績		1,164			
	CO ₂ の合計	目標		5,151	5,055	4,960	
		実績		5,696			
その他温室効果ガス	メタン	目標		0	0	0	
		実績		0			
	一酸化二窒素	目標		3,204	3,177	3,150	
		実績		3,300			
	ハイドロフルオロカーボン	目標		0	0	0	
		実績		0			
	六フッ化硫黄	目標		0	0	0	
		実績		0			
	三フッ化窒素	目標		0	0	0	
		実績		0			
	その他温室効果ガス合計	目標		3,204	3,177	3,150	
		実績		3,300			
	温室効果ガスの合計		目標		8,355	8,232	8,110
			実績		8,996		
基準年度:2013年度比 削減率		目標					
		③実績					

(2) 計画期間の温室効果ガス排出量原単位の状況

CO₂換算 (t-CO₂/指標)

エネルギー起源CO ₂			計 画 年 提 出 度	計画期間		
				2023年度	2024年度	2025年度
エネルギー起源CO ₂ 排出量原単位	単位	目標		8.3077	8.1538	8.0000
		実績		9.0640	⑤	
温室効果ガスの合計排出量原単位	単位	目標		16.7092	16.4646	16.2200
		実績		17.9920		
基準年度:2013年度比 削減率		目標		13.9%	15.1%	16.4%
		⑥実績		7.3%		
活動規模の指標	○	生産量	○○	あたり		
	○	出荷額	○○	あたり		
	●	従業員数	人	あたり	500	
	○	床面積	○○	あたり		
	○	() (※自由記載)	○○	あたり		

※○○には活動規模の指標となる単語を記入してください。
例: m、t、百万円 など

5 事業所の温室効果ガス排出量

① エネルギー起源CO₂の実績（2023年度）

様式⑤-1 負荷チェックシートから自動的に入力されます。
※非エネルギー起源CO₂とその他の温室効果ガスについても該当がある場合、
様式⑤-2 負荷チェックシートから自動的に入力されます。

② エネルギー起源CO₂の目標（2024年度～2026年度）

様式③-2から自動的に入力されます。（任意の値を直接入力することも可能です。）
自動的に入力されない場合は、様式③-2の基準年度の設定しているか、
又は基準年度における活動規模の指標の値及び
2026年度における削減目標が入力されているか確認してください。
非エネルギー起源CO₂とその他の温室効果ガスについても該当がある場合、
様式③-2から自動的に入力されます。

③ 温室効果ガス排出量における基準年度比 削減率

様式③-2の目標ベースで「排出量原単位」を選択した場合は空欄になります。

④ 活動規模の指標

様式③-2で選択した活動規模の指標と同一の活動規模を選択してください。
なお、活動規模の指標の項目は、同一の指標で比較することが重要であるため、
年度ごとに変更しないでください。
（同一項目において、数量の変更は、問題ありません。）

⑤ 排出量原単位

①エネルギー起源CO₂の実績値及び様式③-2の基準年度における活動の規模の値、
2026年度における削減目標が入力されているか確認してください。
（任意の値を直接入力することも可能です。）
なお、排出量原単位は各年度の目標排出量÷規模の指標で算出できます。
（例：2024年度 4,154÷500=8.308）

⑥ 排出量原単位における基準年度比 削減率

様式③-2の目標ベースで「排出量原単位」を選択した場合、自動で算出されます。
削減率が100%と表示されている場合は、様式⑤-1 負荷チェックシートが未入力である
可能性がありますので、値が入力されているか確認してください。
※様式③-2の目標ベースで「温室効果ガス排出量」を選択した場合は算出されません。

記入例

環境負荷低減計画様式③-4

6 環境負荷の現状

① (1) 環境保全の取組のチェック(『取組チェック』)の結果

項目	①CO ₂	②廃棄物	③輸送	④製品開発	⑤グリーン購入	⑥環境教育
達成率	68.8%	75.0%	71.4%	75.0%	50.0%	60.0%

② (2) 環境への負荷のチェック(『負荷チェック』)の結果

① 必須項目

- 二酸化炭素排出量
様式③-3「5 事業所の温室効果ガス排出量」のとおり

- 廃棄物処分量

項目	2023年度	
廃棄物処分量	t/年	60.00
原単位(従業員数当たり)	t/人	0.12

③ 7 具体的な取組の内容

(1) 必須項目

二酸化炭素排出量の低減のための取組

- ・〇〇棟に断熱塗装を施す。(工場等)
- ・省エネ型設備・機器の導入を促進する。(工場等)
- ・空調にコージェネレーションシステムを採用する。(工場等)
- ・冷凍多段ケースへの保冷シャッターの取り付け。(店舗等)
- ・冷房、冷凍ケースへのインバータ及び氷蓄熱装置の取り付け。(店舗等)
- ・物流体制の見直し。(店舗等)

前年度から二酸化炭素排出量が増減した理由

- ・商品の生産量が増加したため。(工場等)
- ・商品の生産量が減少したため。(工場等)
- ・食料品売り場を拡充し、冷凍ケース等が増加したため。(店舗等)

廃棄物処分量の低減のための取組

- ・生産工程の見直しにより、部品資材使用量を削減する。(工場等)
- ・廃棄されていたビニール梱包材を〇〇部門の部品包装として再使用する。(工場等)
- ・過剰包装しないように従業員に教育を行う。(店舗等)
- ・段ボール、発泡スチロール等のリサイクル。(店舗等)
- ・廃油、魚あら、おから等の食品廃棄物のリサイクルを行う。(店舗等)
- ・「リサイクルボックス」による分別収集を徹底する。(工場等・店舗等)

④ 8 公表の方法

- ・場所 **さいたま市〇〇区××□-□-□
株式会社〇〇 △△支店 事務所**
- ・日時 **営業日 〇〇時~〇〇時**
- ・連絡先 **〇〇課□□担当 ×××-×××-×××**

⑤ 9 温室効果ガス排出量の削減率の公表

公表の可否 **公表可**

公表不可の理由

環境負荷低減計画様式③-4

6 環境負荷の現状

① 『取組チェック』の結果

全6種類の達成率について、第Ⅲ章の様式④チェックシートにより計算した達成率が自動的に入力されます。

② 『負荷チェック』の結果

二酸化炭素排出量は様式3-③のとおり、廃棄物処分量については様式⑤-3から自動的に入力するため、ここでの入力はありません。

7 具体的な取組の内容

③ 二酸化炭素排出量および廃棄物処分量の低減のための取組内容（ハード面・ソフト面）について記入してください。

また、前年度から二酸化炭素排出量が増減した理由を記入してください。

8 公表の方法

④ 閲覧を希望する者が、容易に閲覧できるように場所、日時、連絡先を具体的に記入してください。

9 温室効果ガス排出量の削減率の公表

⑤ 様式③-3で算定された基準年度における削減率を市のホームページで公表してよいか回答してください。

「公表可」「公表不可」から選択してください。

「公表不可」の場合は、その理由を記入してください。

第Ⅲ章 チェックシート

様式④ 取組チェックシート

〈項目①：CO2(二酸化炭素)等の排出抑制〉

注意

1 環境負荷の少ない燃料の使用

<input type="radio"/>	エネルギー	都市ガス、灯油、電気等の環境負荷の少ないエネルギーを優先的に購入、使用している
-----------------------	-------	---

2 日常業務の管理に当たっての配慮

<input type="radio"/>	空調	空調の設定温度を冷房28℃程度、暖房20℃程度に設定し、必要な区域・時間に限定している
<input type="radio"/>	E V	エレベータの適正使用を徹底している
<input type="radio"/>	給湯	保温性の高いポットの使用など給湯の適正管理を行なっている

3 省エネルギー型の設備・機器の使用

<input checked="" type="checkbox"/>	断熱	二重窓、複層ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている
<input type="radio"/>	照明	LED照明、高効率蛍光灯などの照明機器を導入し、使用しないときは消灯したり人感センサ（点滅・調光）などで効率的に使用している
<input type="checkbox"/>	空調	ヒートポンプ、氷蓄熱、ガスコジェネなど省エネルギー型の空調設備の採用、配管の断熱化の向上など積極的に推進している
<input type="checkbox"/>	空調	COセンサ等による換気効率改善、空調機等のインバータ制御を導入している
<input type="radio"/>	給湯	給湯設備において、高効率機器の採用や配管等の断熱化等により省エネルギーを進めている
<input type="radio"/>	節水	節水コマ、自動水栓などによる節水を行なっている
<input type="radio"/>	O A	コピー機、パソコン、プリンタなどO A機器について、エネルギー効率をチェックし、効率の高い機器を積極的に導入している
<input type="radio"/>	E V	省エネルギーのエレベータを導入し、夜間部分停止など適正に運用・管理している

4 生産プロセスの管理に当たっての配慮

<input type="radio"/>	熱	ボイラー等において、低空気比運転等の熱管理を徹底している
<input checked="" type="checkbox"/>	熱	ボイラー等の廃熱の利用を行なっている
<input checked="" type="checkbox"/>	電気	インバータ等によるモータの回転数制御や電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を行っている

5 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用

<input checked="" type="checkbox"/>	熱	太陽熱給湯システム等による太陽熱エネルギーの給湯・空調等への活用
<input type="radio"/>	電気	太陽光発電システムによる太陽光エネルギーの発電への利用
<input type="checkbox"/>	電気 燃料	食物残渣、廃食油等の廃棄物のバイオマスエネルギー利用

チェック欄数：18

達成率 68.8%

<記入例>

<項目②：廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理>

1 紙の使用量の抑制（再生紙については「項目⑤グリーン購入」で回答）

○		両面印刷、両面コピー、複数頁印刷等による会議資料等の事務文書のスリム化に取り組んでいる
×		使用済み封筒の再利用をしている
○		電子メディアの利用によるペーパーレス化に取り組んでいる

2 廃棄物の発生そのものを抑える取組

○		リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）やリサイクルしやすい製品を積極的に導入・使用し、廃棄物排出の抑制に取り組んでいる
○		コピー機、パソコン、プリンタ等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を採用している
○		詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品等の長期使用を進めている

3 オフィス等におけるリサイクルの促進

○	分別	紙、金属缶、ガラス瓶、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置などにより、ごみの分別を徹底している
△	分別	回収した資源ごみが正しくリサイクルされるように確認している
○	管理	コピー機、プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている
×	管理	可能な限り食品残渣を堆肥にしたり廃食用油は石鹸等で再利用して、バイオマスエネルギーとして活用している
○	管理	包装・梱包の削減やリサイクルに取り組んでいる

4 出荷・販売等に際しての梱包等に関する配慮

○	包装	環境負荷の少ない梱包材・包装材を使用し、リサイクルしやすい容器・製品の出荷・販売に取り組んでいる
○	回収	紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルに取り組んでいる
—	輸送	配送ルート、時間帯等に配慮し輸送に伴う環境負荷の低減に努めている
○	管理	食品などについて、適正な在庫管理に努め廃棄物や過剰在庫によるエネルギー消費の削減などに努めている

5 生産工程における取組

△		工程から発生する金属くず、紙くず、廃液などの回収・再利用のための設備を設置し、活用している
---	--	---

6 産業廃棄物等の適正処理

○		産業廃棄物、有害廃棄物、医療廃棄物等をマニフェストやリストを作成して、廃棄物の適正処理を確認している
---	--	--

チェック欄数：17

達成率 75.0%

<項目③：輸送に伴う環境負荷の低減>

1 車両の購入・選択に当たっての配慮

△		電気自動車、圧縮天然ガス（CNG）車、ハイブリッド車、低燃費車、低排出ガス認定車等の低公害車の購入・選択に取り組んでいる
○		自社の必要輸送量に対して適性な規模の車両の購入・選択を行い過積載、過少積載等の非効率な輸送の防止に努めている

2 モーダルシフト（自動車輸送から鉄道、海運へのシフト）の推進

○		主に大量・遠距離等の輸送は、鉄道や海運など環境負荷の少ない輸送手段を利用している
○		近距離の移動・事務的連絡等は、徒歩・自転車・電動アシスト自転車等の環境負荷の少ない移動手段を利用している

3 輸送の合理化・輸送方法の工夫

○	計画	最大積載量に見合った輸送単位の設定を行なっている
△	計画	共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる

4 自動車の使用に当たっての配慮

○	点検	タイヤの磨耗状況や空気圧等の出発前点検、プラグやオイルの定期的点検など、正しい性能が確保できるよう車両を常に整備している
---	----	--

チェック欄数：7

達成率 71.4%

<記入例>

<項目④：製品の開発・設計等における環境配慮>

1 製品（プライベートブランド商品を含む）設計に当たっての環境配慮

○	製品の小型化、軽量化または長寿命化を図っている
△	再生資源の積極的利用に取り組んでいる
×	リサイクルしやすいような素材・簡易な構造を指向し、部品等にその表示を行っている
—	自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる
○	生産工程の省エネルギー化のため、部品点数の削減や共用化を図っている

2 製品の出荷、販売後における環境負荷の削減

○	フロン類の回収に取り組んでいる
△	交換・修理部品の長期的な確保に自主的に取り組んでいる
—	販売後のメンテナンスやリース方式など、製品の長期使用に向けたサービスを展開している

3 製品（プライベートブランド商品を含む）に係る製品アセスメント等

○	自社製品及び社外から購入する部品等について、想定される環境負荷のチェックリストを作成している
○	新製品開発、モデルチェンジ等に当たり、環境負荷の測定・記録や製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価、製品を生産～消費～廃棄にいたる各段階での環境負荷の評価（ライフサイクルアセスメント＝LCA等を含む）を実施している
○	既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している
○	外部から製品の環境負荷に関するデータの提供依頼があった場合、協力している

4 環境保全型商品等の販売及び消費者に対する情報提供

○	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省資源、省エネルギー型の商品、容器包装を簡素化した商品、エコマーク製品等を重点的に販売している
○	販売のときに、消費者等に製品の環境保全に関する情報を積極的に表示している

チェック欄数：14

達成率 75.0%

<項目⑤：グリーン購入>

1 再生紙の使用

○	コピー用紙、コンピュータ用紙、伝票・ノート・事務用箋等、封筒、名刺その他の紙について、再生紙・間伐材等の未利用繊維などを用いた製品を利用している
---	--

2 その他環境に配慮した物品等の購入、使用

△	エコマークの付いた商品の購入に努めている
○	木材の調達に当たり、跡地の緑化・植林・環境修復が適切に行なわれていることに配慮し、または跡地緑化等に協力している、または当該環境配慮を行なっている事業者から調達している
○	無漂白製品（衣料品）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用している

3 環境に配慮した物品等の調達に係る基準等

×	環境に配慮した物品等の調達に係る基準・リストを作成し、現状に合わせて見直しを行なっている
×	原料・中間材の購入に当たって環境配慮のチェックを行なっている

チェック欄数：6

達成率 50.0%

<項目⑥：環境教育、環境保全のための仕組みの整備>

1 環境保全に関する職員等への教育、意識の向上

○	職員等に環境意識の向上や、環境保全活動に必要な教育を行う計画を定めている
×	委託・協力会社などの職員等についても、必要な知識、能力等を保有するよう、対応をとっている

2 職員等の自主的なボランティア活動に対する支援

×	環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援を行っている
---	------------------------------------

3 法規制等への対応

○	法規制等の最新情報を常に入手している
---	--------------------

4 環境対応のための組織体制整備

○	環境経営システムを実行するに当たり役割分担や責任、権限などが明確に定められている
---	--

チェック欄数：5

達成率 60.0%

1 「環境保全の取組のチェック」の達成率の計算方法

- (1) 項目①～⑥の「取組チェックシート」を用いて、達成率を計算します。
各チェックシートのチェック欄に、自らの取組状況の評価を『○』『△』『×』の記号を選択してください。
チェックシートは、あらゆる種類の事業所が利用できるようになっています。
このため、業種によっては関連のない項目・該当しない取組もありますので、その項目のチェック欄には、『ー』を記入してください。

評価で用いる記号

取組状況	記号
取組が充分配慮、実行されている	『○』
取組が実行されているが、充分ではない	『△』
取組がほとんど実行されていない	『×』
関連が無い項目、該当しない取組	『ー』

例：環境負荷の少ない燃料の使用…「取組が十分に配慮、実行されている」場合

○	都市ガス、灯油、電気等の環境負荷の少ないエネルギーを優先的に購入、使用している
---	---

- (2) 達成率の欄には、チェック個数（ただし『ー』を除く）に対する『○』の割合が計算され、表示されます。
この計算により算出された達成率が「環境負荷低減計画様式③-4」の『6 環境負荷の現状』の『(1) 環境保全の取組のチェックの結果』に自動転記されます。
チェックの結果、『△』、『×』が付された項目や、達成率の低かった取組の種類については、今後重点的に取り組んでいく必要があると考えられます。
それらについては、「環境負荷低減計画」において、目標を定め、重点的に取り組んでください。

例：<項目①：二酸化炭素（CO₂）の排出抑制>
全 18 チェック項目のうち、「ー」を除く「○・△・×」を入れた個数の総計が 16 項目で、うち○が 11 項目あった場合達成率は 68.8%
(11 / 16 × 100)

取組チェックシート（①～⑥項目）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 二酸化炭素（CO₂）等の排出抑制（18 項目） ② 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理（17 項目） ③ 輸送に伴う環境負荷の低減（7 項目） ④ 製品の開発・設計等における環境配慮（14 項目） ⑤ グリーン購入（6 項目） ⑥ 環境教育、環境保全のための仕組みの整備（5 項目） |
|---|

＜記入例＞

様式⑤-1負荷チェックシート 燃料等使用量及びエネルギー起源CO2排出量

種類	使用量		単位当たり発熱量	熱量	原油換算	原油換算使用量	排出係数	二酸化炭素排出量	
	①	②	③=①×②	④	⑤=①×②×④	⑥	⑦=①×②×⑥×44/12		
	数値	単位	単位	GJ	kL/GJ	kL	単位	t-CO ₂	
原油（コンデンセートを除く）		kL	38.20 GJ/kL				0.0187 t-C/GJ		
原油のうちコンデンセート（NGL）		kL	35.30 GJ/kL				0.0184 t-C/GJ		
揮発油（ガソリン）		kL	34.60 GJ/kL				0.0183 t-C/GJ		
ナフサ		kL	33.60 GJ/kL				0.0182 t-C/GJ		
灯油		kL	36.70 GJ/kL				0.0185 t-C/GJ		
軽油		kL	37.70 GJ/kL				0.0187 t-C/GJ		
A重油		kL	39.10 GJ/kL				0.0189 t-C/GJ		
B・C重油		kL	41.90 GJ/kL				0.0195 t-C/GJ		
石油アスファルト		t	40.90 GJ/t				0.0208 t-C/GJ		
石油コークス		t	29.90 GJ/t				0.0254 t-C/GJ		
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	13	t	50.80 GJ/t	660	17	0.0161 t-C/GJ	39	
	石油系炭化水素ガス		千Nm ³	44.90 GJ/千Nm ³			0.0142 t-C/GJ		
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		t	54.60 GJ/t			0.0135 t-C/GJ		
	その他可燃性天然ガス		千Nm ³	43.50 GJ/千Nm ³			0.0139 t-C/GJ		
石炭	原料炭		t	29.00 GJ/t			0.0245 t-C/GJ		
	一般炭		t	25.70 GJ/t			0.0247 t-C/GJ		
	無煙炭		t	26.90 GJ/t			0.0255 t-C/GJ		
石炭コークス		t	29.40 GJ/t			0.0294 t-C/GJ			
コールクータール		t	37.30 GJ/t			0.0209 t-C/GJ			
コークス炉ガス		千Nm ³	21.10 GJ/千Nm ³			0.0110 t-C/GJ			
高炉ガス		千Nm ³	3.41 GJ/千Nm ³			0.0263 t-C/GJ			
転炉ガス		千Nm ³	8.41 GJ/千Nm ³			0.0384 t-C/GJ			
その他燃料	都市ガス（※）	13A:45MJ/m ³	975	千Nm ³	45.00 GJ/千Nm ³	43,875	1,132	0.0136 t-C/GJ	2,188
		13A:43.12MJ/m ³		千Nm ³	43.12 GJ/千Nm ³			0.0136 t-C/GJ	
		13A:46.04MJ/m ³		千Nm ³	46.04 GJ/千Nm ³			0.0136 t-C/GJ	
		12A:41.86MJ/m ³		千Nm ³	41.86 GJ/千Nm ³			0.0136 t-C/GJ	
		調整ガス:43.4MJ/m ³		千Nm ³	43.40 GJ/千Nm ³			0.0136 t-C/GJ	
		6A:29.30MJ/m ³		千Nm ³	29.30 GJ/千Nm ³			0.0136 t-C/GJ	
				千Nm ³					
				GJ/			t-C/GJ		
				GL/			t-C/GJ		
	①	②	③=①×②	④	⑤=①×②×④	⑥	⑦=①×⑥		
産業用蒸気		GJ	1.02 GJ/GJ			0.060 t-CO ₂ /GJ			
産業用以外の蒸気		GJ	1.36 GJ/GJ			0.057 t-CO ₂ /GJ			
温水		GJ	1.36 GJ/GJ			0.057 t-CO ₂ /GJ			
冷水		GJ	1.36 GJ/GJ			0.057 t-CO ₂ /GJ			
再生可能エネルギーの 削減 価値を移転した熱		GJ					t-CO ₂ /GJ		
小計				44,535		1,149		2,227	
電気※	一般電気事業者	昼間（8時～22時）	2,981	千kWh	9.97 GJ/千kWh	29,721	767	0.495 t-CO ₂ /千kWh	1,476
		夜間（22時～翌8時）	1,680	千kWh	9.28 GJ/千kWh	15,590	402	0.495 t-CO ₂ /千kWh	832
	その他の買電		千kWh	9.76 GJ/千kWh			0.495 t-CO ₂ /千kWh		
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気		千kWh				0.495 t-CO ₂ /千kWh		
	再生可能エネルギーを自家消費した電気	7	千kWh				0.495 t-CO ₂ /千kWh	-2	
小計				45,311		1,169		2,305	
外部供給	自ら生成した熱の供給		GJ				t-CO ₂ /GJ		
	自ら生成した電力の供給		千kWh				t-CO ₂ /千kWh		
小計									
高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入による削減量									
合	計			89,846	0.0258	2,318		4,532	

※ 低炭素電力の受入による削減量を加味する場合は、以下にご記入ください（複数事業者がある場合は2行目以降に記載ください）。

※ 削減量（右側のセル）が自動計算される内容と異なる場合は直接入力してください。

低炭素電力の受入量	低炭素電力事業者	登録番号	電力会社における電力メニュー名称	国が販売した電力メニュー名称	調整後排出係数	削減量
千kWh					0 t-CO ₂ /千kWh	
千kWh					0 t-CO ₂ /千kWh	
千kWh					0 t-CO ₂ /千kWh	

2 「環境への負荷のチェック」の計算方法

「負荷チェックシート」を用いて、環境への負荷のチェック(『負荷チェック』)を計算します。

負荷チェックは、前年度(前年の4月1日から翌年の3月31日まで)1年間の数値を記入してください。

必須の種別

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 二酸化炭素(CO₂)排出量② 廃棄物排出量 |
|---|

この2つの種別は、どの事業所も必ず計算して記入してください。これらはあらゆる事業活動において関わりがあり、温室効果ガスの起源となるエネルギー消費に関係するため、全事業所共通の必須の種別としました。

◆ 負荷チェックに当たって必要となるデータの集め方

- 必要な情報、データの収集管理に当たっては、経理関係データや行政の指定統計等、事業所内に既にある情報を有効に活用します。
- 社内にある情報を、経営だけでなく環境の側面から捉えなおして、担当者が管理、把握できる仕組みを整備してください。
- データを月単位程度の短い周期で把握することは、事業所を経営する上でも、環境負荷を低減する上でも、より効果的です。
- エネルギーの消費量は気候や経済動向、エネルギーコストは原油出荷額等の影響を毎年受けます。自社(事業所)の状況を平準化して把握するためには、過去3年程度の実績をチェックする必要がありますが、もしデータの収集管理ができていない場合は、今後、適切なデータ管理を行うようにしましょう。

『活用できる社内の情報例』

- エネルギー、資源、原料の使用量、購入量、金額等の伝票
- マニフェスト伝票
- 廃棄物処理委託会社への支払伝票
- レンタルコピー機の請求書、支払伝票
- 設備仕様書、説明書 など

(1) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量等の負荷チェックについて
記入上の注意事項

⑤-1 燃料等使用量及びエネルギー起源 CO₂排出量

燃料及び熱

年度内に消費している燃料の使用量を記入してください。燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購買量を基本とします。なお、製品の原料としている分は、その量を除いてください。

都市ガス、LPG等の気体燃料については、下記に従って該当箇所に使用量を記入してください。

<都市ガスの標準状態への換算>

都市ガスは、気体燃料であるため、同じ体積量でも圧力及び温度の条件によって絶対圧力が変化します。測定の際の圧力及び温度を把握し、一定の条件にそろえるため標準状態へ換算する必要があります。

ガス事業者により測定されているガス使用量（購買伝票等に記された使用体積量）は、メーターにより圧力補正がされている場合（中間圧以上の供給）と、されていない場合（低圧の供給）の2種類に分けられます。この「圧力の種類」については、ガス事業者に問い合わせ確認してください。

次に標準状態への算定式を記載しますので、参考にして換算してチェックシート⑤-1に記入してください。

ア 低圧での供給（計量）の場合

使用量 [標準状態] [Nm³] =

$$\frac{101.325 \text{ [kPa]} + 2 \text{ [kPa]}}{101.325 \text{ [kPa]}} \times \frac{273.15 \text{ [}^\circ\text{C]}}{273.15 \text{ [K]} + 15 \text{ [}^\circ\text{C]}} \times \text{使用量 (実測) [m}^3\text{]}$$

イ 中間圧以上の供給（計量）の場合

使用量 [標準状態] [Nm³] =

$$\frac{101.325 \text{ [kPa]} + 0.981 \text{ [kPa]}}{101.325 \text{ [kPa]}} \times \frac{273.15 \text{ [}^\circ\text{C]}}{273.15 \text{ [K]} + 15 \text{ [}^\circ\text{C]}} \times \text{使用量 (実測) [m}^3\text{]}$$

※ただし、ガス使用状態の温度を 15℃、低圧の供給圧（ゲート圧）を 2kPa、中間圧以上の供給圧（圧力補正後）を 0.981kPa とみなす。

＜LPGの換算＞

LPGの使用量を気体の体積で実測している場合には、産気率で除することで重量単位の使用量を把握する必要があります。

LPG事業者からの使用量単位が m^3 で表示されている場合は、まず供給事業者から m^3 から t への換算係数を確認してください。係数が不明の場合は次表の数値を用いて t へ換算してください。

LPGの換算係数

種 類	1 m^3 当たりの t への換算係数 [t/ m^3]
プロパン	1/502
ブタン	1/355
プロパン・ブタンの混合	1/458

他人（熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所）から供給された熱（蒸気、温水及び冷水）の排出係数は、計画期間の間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず、一律に次の値を用います。

＜他人から供給された熱（産業用蒸気のみ）の排出係数＞

0.060 [t-CO₂/GJ]

＜他人から供給された熱（産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水）の排出係数＞

0.057 [t-CO₂/GJ]

電気

電力会社等から購入している電力量（自家発電分は含まない）を記入してください。電力会社から購入した電力量が昼間（8時～22時）か夜間（22時～翌8時）の判別がつかない場合は、「その他の買電」の項目に記入してください。

また、太陽光等の再生可能エネルギーを自家消費した分については、「再生可能エネルギーを自家消費した電気」の項目に記入してください。

低炭素な電力を購入している場合は、チェックシート下の各項目を記入してください。

他人（電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所）から供給された電気の排出係数は、計画期間の間、固定するものとし、電気事業者等の電力会社別によらず、一律に次の値を用います。

＜他人から供給された電気の排出係数＞

0.495 [t-CO₂/千 kWh]

※排出係数は、埼玉県と同様の数値で設定しています。

外部供給

発電した電気または発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定は次の方法で作成してください。

ア 算定方法

発電した電気または発生させた熱を事業所外へ供給（以下「事業所外供給」という。）する場合の排出量については、制度対象者自身が発電した電気または発生させた熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、事業所外供給の量に乗じたものを排出量とします。

$$\text{事業所外供給に関する排出量[t-CO}_2\text{]} = \text{電気供給量又は熱供給量[千 kWh、GJ]} \times \text{単位供給量当たりの排出係数[t-CO}_2\text{/千 kWh、t-CO}_2\text{/GJ]}$$

イ 事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

次の式に従って、外部供給に関する単位供給量当たり排出係数を算定します。

<電気>

単位電気供給量当たりの排出量[t-CO₂/千 kWh]

$$= \frac{A \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/k}\ell\text{, GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数[t - CO}_2\text{/GJ]}}{\text{当該設備で発電した電気量[千 kWh]}}$$

A：発電のために投入した燃料使用量[t, kℓ, Nm³]

<熱>

単位熱供給量当たりの排出量[t-CO₂/GJ]

$$= \frac{B \times \text{単位発熱量[GJ/t, GJ/k}\ell\text{, GJ/Nm}^3] \times \text{排出係数[t - CO}_2\text{/GJ]} + C \times \text{排出係数[t - CO}_2\text{/千 kWh]}}{\text{当該設備で発電した電気量[千 kWh]}}$$

B：熱の発生のために投入した燃料使用量[t, kℓ, Nm³]

C：当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量[千 kWh]

その他、単位当たりの発熱量、原油換算係数及び排出係数は、様式⑤-1 負荷チェックシートに示す値を用います。

<記入例>

様式⑤-2 負荷チェックシート 燃料等使用量及びその他温室効果ガス排出量

	種類	区分	使用量	排出係数（その他温室効果ガス 欄は地球温暖化係数）		二酸化炭素排出量	
						t-CO ₂	
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物の焼却及び 製品の製造の用途への 使用	廃油（植物性のものを及び 動物性のものを除く）	kg		2.92	t-CO ₂ /t	
		合成繊維	kg		2.29	t-CO ₂ /t	
		廃ゴムタイヤ	kg		1.72	t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類 （産業廃棄物に限る）	kg		2.55	t-CO ₂ /t	
		その他の廃プラスチック類	kg	420,100	2.77	t-CO ₂ /t	1,164
		ごみ固形燃料（RPF）	kg		1.57	t-CO ₂ /t	
	ごみ固形燃料（RDF）	kg		0.775	t-CO ₂ /t		
	廃棄物燃料の使用	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）から製造される燃料	L		2.63	t-CO ₂ /kL	
		廃プラスチック類から製造される燃料油（自ら製造するものを除く）	L		2.62	t-CO ₂ /kL	
		ごみ固形燃料（RPF）	kg		1.57	t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（RDF）	kg		0.775	t-CO ₂ /t	
	セメント製造	kg		0.502	t-CO ₂ /t		
	生石灰の製造	石灰	kg		0.428	t-CO ₂ /t	
		ドロマイト	kg		0.449	t-CO ₂ /t	
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石灰	kg		0.440	t-CO ₂ /t	
		ドロマイト	kg		0.471	t-CO ₂ /t	
	ソーダ灰の製造	kg		1	t-CO ₂ /t		
	ソーダ灰の使用	kg		0.415	t-CO ₂ /t		
	アンモニア の製造	石炭	kg		2.3	t-CO ₂ /t	
		石油コークス	kg		2.8	t-CO ₂ /t	
		ナフサ	L		2.2	t-CO ₂ /kL	
		液化石油ガス（LPG）	kg		3	t-CO ₂ /t	
		石油系炭化水素ガス	Nm ³		2.3	t-CO ₂ /Nm ³	
		液化天然ガス（LNG）	kg		2.7	t-CO ₂ /t	
		天然ガス （液化天然ガス（LNG）を除く）	Nm ³		2.2	t-CO ₂ /Nm ³	
コークス炉ガス	Nm ³		0.85	t-CO ₂ /Nm ³			
シリコンカーバイドの製造	kg		2.3	t-CO ₂ /t			
カルシウム カーバイド の製造	生石灰の製造	kg		0.76	t-CO ₂ /t		
	生石灰の還元	kg		1.1	t-CO ₂ /t		
エチレンの製造	kg		0.014	t-CO ₂ /t			
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	kg		3.4	t-CO ₂ /t			
電気炉を使用した粗鋼の製造	kg		0.005	t-CO ₂ /t			
ドライアイスとしてのCO ₂ 使用量	kg		1				
噴霧器の使用によるCO ₂ 排出量	kg		1				
小計					1,164		
その他温室効果ガス	メタン	t-CH ₄		25	t-CO ₂ /t-CH ₄		
	一酸化二窒素	t-N ₂ O	151	298	t-CO ₂ /t-N ₂ O	44,998	
	ハイドロフルオロカーボン	t			t-CO ₂ /t		
		t			t-CO ₂ /t		
	パーフルオロカーボン	t			t-CO ₂ /t		
		t			t-CO ₂ /t		
	六フッ化硫黄	t-SF ₆		22800	t-CO ₂ /t-SF ₆		
	三フッ化窒素	t-NF ₃		17200	t-CO ₂ /t-NF ₃		
	小計					44,998	
	合計					46,162	

⑤-2 燃料等使用量及びその他温室効果ガス排出量

排出量の算定の対象は、負荷チェックシートに示す温室効果ガス（エネルギー起源を除くCO₂）を対象とし、以下の①～③のすべての条件を満たす事業所のみ記入してください。

- ① 年間の原油換算使用料が1,500kl以上の事業所
- ② 種類ごとの当該温室効果ガス排出量の合計が3,000 t-CO₂以上
- ③ 事業所の従業員数が21人以上（ただし、嘱託、アルバイト、パートは除く）

●**廃棄物の焼却及び製品の製造における使用**
事業所内で、廃棄物の焼却または製品の製造に使用している場合、種類ごとに量を記入してください。

●**廃棄物燃料の使用**
ごみ固形燃料（RPF、RDF）等の廃棄物燃料を使用している場合に、使用した破棄物燃料の使用量を記入してください。

●**セメントの製造**
セメント製造等の製品製造の過程で二酸化炭素が発生する場合に、製造した製品の製造量を記入してください。

※原則として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の算定」により算定を行ってください。詳細は、温室効果ガス排出量算定報告マニュアル（環境省・経済産業省）を参照。

＜記入例＞

様式⑤-3 負荷チェックシート 廃棄物等排出量(自己排出分)

自らの事業活動により排出される廃棄物等の年度排出量を把握します。
実績が、年度単位でない場合は、欄外に対象期間を記載してください。
ここでいう「廃棄物等」には、無価物である廃棄物に加え、有価物として再利用される紙くず、金属くず等を含みます。
なお、減量化量は、焼却、脱水、乾燥処理等による減量分を示します。

① 2-1 廃棄物等種別		② 2-2 廃棄物等 発生量 (イ)	③ 2-3 減量化量 (ロ)	④ 2-4 再資源化量 (ハ)	⑤ 2-5 廃棄物等 処分量 (ニ)	⑥ 2-6 再資源化率 (ハ/イ)×100)
事業系一般廃棄物等	紙類	47.00 t	20.00 t	22.00 t	5.00 t	46.8 %
	白上質紙	t	t	t	0.00 t	— %
	新聞紙	t	t	t	0.00 t	— %
	段ボール	t	t	t	0.00 t	— %
	その他の紙	t	t	t	0.00 t	— %
	厨房ごみ	t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
産業廃棄物等	金属くず	40.00 t	t	40.00 t	0.00 t	100.0 %
	廃プラスチック	55.00 t	t	t	55.00 t	0.0 %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
		t	t	t	0.00 t	— %
⑦ ⑧	2-7 廃棄物等合計	142.00 t	20.00 t	62.00 t	60.00 t	43.7 %
2-8 活動規模当たり						(単位)
	生産量当たり	—	—	—	—	t/t
	出荷額当たり	—	—	—	—	t/百万円
○	従業員数当たり	0.2840	0.0400	0.1240	0.1200	t/人
	床面積当たり	—	—	—	—	t/千㎡
	() 当たり	—	—	—	—	t/()

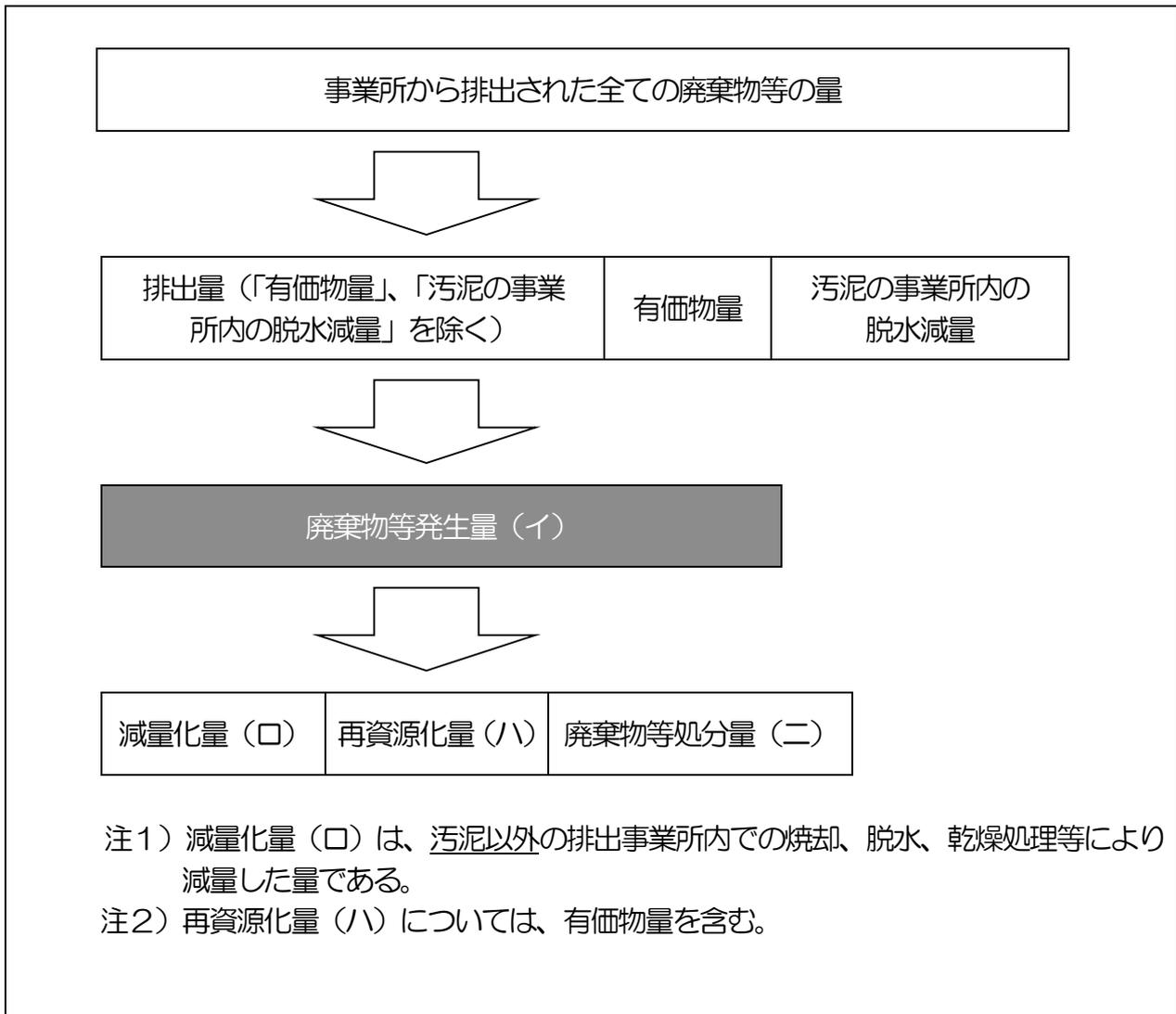
	生産量	t
	出荷額	百万円
○	従業員数	500 人
	床面積	千㎡
	()	()

(2) 廃棄物等排出量の負荷チェックについて

事業所・工場などから排出される廃棄物等の年度内の発生量、減量化量、再資源化量、最終処分量など把握します。廃棄物等は、一般廃棄物と産業廃棄物及び有価物量です。

自らの事業活動に伴って排出される廃棄物についてのみ「廃棄物等排出量：負荷チェックシート（自己排出分）」でチェックしてください。

なお、産業廃棄物の「汚泥」がある場合には、汚泥の事業所内の脱水減量を除き「廃棄物等発生量」を算定してください。



記入上の注意事項

様式⑤-3 廃棄物等排出量（自己排出分）

① 2-1 廃棄物等種別

- 事業活動において排出される廃棄物（事業系一般廃棄物等、産業廃棄物等）の種類が記載されていないものがある場合は、追加で記入してください。
- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、自治体が処理しています。ここでは、再利用されるものも含めて「一般廃棄物等」とします。
- 産業廃棄物とは、廃棄物処理法第2条第4項で定められた「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定められています。
本市では、上記の燃え殻等を含めて20種類が指定されています。
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残渣、動物のふん尿、動物の死体、その他上記のものに該当しない産業廃棄物になります。ここでは、再利用されるものを含めて「産業廃棄物等」とします。
- 特別管理廃棄物とは、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分されます。

（参考）特別管理産業廃棄物の種類

1 特別管理一般廃棄物

- 廃家電製品（エアコン、テレビ、電子レンジ）に含まれるPCB使用部品
- 一定のごみ焼却施設等から生じるばいじん、燃え殻、汚泥
- 病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物

2 特別管理産業廃棄物

- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類（引火点70℃未満のもの））
- 廃酸（pH 2.0以下のもの）
- 廃アルカリ（pH 12.5以上のもの）
- 感染性産業廃棄物（医療機関等から排出され、感染性を生じさせるおそれのあるもの）
- 特定有害産業廃棄物（PCB汚染物、廃石綿等）

② 2-2 廃棄物等発生量（イ）

廃棄物等の発生量（有価物処分を含む）を記入してください。なお、産業廃棄物の「汚泥」がある場合には、汚泥の事業所内の脱水減量を除いてください。

③ 2-3 減量化量 (ロ)

2-2 に記入した廃棄物等発生量 (イ) のうち、焼却、脱水、乾燥処理等により減量化した量を記入してください。

④ 2-4 再資源化量 (ハ)

2-2 に記入した廃棄物等発生量 (イ) のうち、自ら再資源化している量、または再資源化している業者に引き渡した量 (以下、「再資源化量」という。) を記入してください。

⑤ 2-5 廃棄物等処分量 (ニ=イ-ロ-ハ)

2-2 に記入した廃棄物等発生量 (イ) から、2-3 で記入した減量化量 (ロ) と2-4 で記入した再資源化量 (ハ) を引いた値が計算されます。

⑥ 2-6 再資源化率 (ハ/イ×100)

廃棄物等発生量 (イ) に占める再資源化量 (ハ) の割合が計算されます。

⑦ 2-7 廃棄物等合計

廃棄物等発生量 (イ)、減量化量 (ロ)、再資源化量 (ハ)、廃棄物等処分量 (ニ) のそれぞれについて、合計が表示されます。

⑧ 2-8 活動規模当たりの量

廃棄物等合計 (2-7) の数値を製品生産量、出荷額、従業員又は延床面積等の指標で割ることにより計算されます。指標は、事業者が適切なものを1つ選定し、選定した指標の横から「○」を選択してください。また、選択した指標の値を記入してください。

第IV章 資 料

産業分類及び略号

大分類	中分類	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	
A 農業、林業	01 農業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業	
	02 林業		34 ガス業		69 不動産賃貸業・管理業	
B 漁業	03 漁業	G 情報通信業	35 熱供給業	L 学術研究、専門・技術サービス業	70 物品賃貸業	
	04 水産養殖業		36 水道業		71 学術・開発研究機関	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	H 運輸業、郵便業	37 通信業	M 宿泊業、飲食サービス業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	
	06 総合工事業		38 放送業		73 広告業	
D 建設業	07 職別工事業(設備工事業を除く)	I 卸売業・小売業	39 情報サービス業	N 生活関連サービス業、娯楽業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	
	08 設備工事業		40 インターネット付随サービス業		75 宿泊業	
E 製造業	09 食料品製造業	J 金融業、保険業	41 映像・音声・文字情報制作業	O 教育、学習支援業	76 飲食店	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		42 飲道業		P 医療、福祉	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	11 繊維工業		43 道路旅客運送業	Q 複合サービス事業		R サービス業(他に分類されないもの)
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)		44 道路貨物運送業		S 公務(他に分類されるものを除く)	
	13 家具・装備品製造業		45 水運業	R サービス業(他に分類されないもの)		S 公務(他に分類されるものを除く)
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		46 航空運輸業		T 分類不能の産業	
	15 印刷・同関連業		47 倉庫業	T 分類不能の産業		T 分類不能の産業
	16 化学工業		48 運輸に附帯するサービス業		T 分類不能の産業	
	17 石油製品・石炭製品製造業		49 郵便業(信書便事業を含む)	T 分類不能の産業		T 分類不能の産業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		50 各種商品卸売業		T 分類不能の産業	
	19 ゴム製品製造業		51 繊維・衣服等卸売業	T 分類不能の産業		T 分類不能の産業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		52 飲食料品卸売業		T 分類不能の産業	
	21 窯業・土石製品製造業		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	T 分類不能の産業		T 分類不能の産業
	22 鉄鋼業		54 機械器具卸売業		T 分類不能の産業	
23 非鉄金属製造業	55 その他の卸売業	T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	90 機械等修理業(別掲を除く)		
24 金属製品製造業	56 各種商品小売業			T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	91 職業紹介・労働者派遣業
25 はん用機械器具製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	T 分類不能の産業	T 分類不能の産業			92 その他の事業サービス業
26 生産用機械器具製造業	58 飲食料品小売業			T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	93 政治・経済・文化団体
27 業務用機械器具製造業	59 機械器具小売業	T 分類不能の産業	T 分類不能の産業			94 宗教
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	60 その他の小売業			T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	95 その他のサービス業
29 電気機械器具製造業	61 無店舗小売業	T 分類不能の産業	T 分類不能の産業			96 外国公務
30 情報通信機械器具製造業	62 銀行業			T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	97 国家公務
31 輸送用機械器具製造業	63 協同組織金融業	T 分類不能の産業	T 分類不能の産業			98 地方公務
32 その他の製造業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関			T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	99 分類不能の産業
	65 金融商品取引業、商品先物取引業					
	66 補助的金融業等					
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)					

日本標準産業分類:平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(令和5年総務省告示第256号))

さいたま市環境負荷低減計画作成に関する よくある質問集 Q&A]

1 対象事業所

質問1-1

さいたま市内に複数事業所が存在する場合は、合算して計画書提出の対象と判断するのか。

(答)

計画書の提出義務については、1事業所単位での判断になります。合算した数値で判断する必要はありません。

質問1-2

令和6年度以降に新設する事業所のエネルギー使用量が原油換算 1,500kℓ 以上の場合は、いつ計画書を提出するのか。

(答)

1,500kℓ 以上を使用した翌年度に計画書を提出してください。

質問1-3

さいたま市外へ(から)の事業の転出(転入)があった場合の計画書の提出について。

(答)

計画書の提出義務については、さいたま市内の事業所で前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kℓ 以上の事業所に発生しますので、当該年度中に、さいたま市外へ転出した場合において、前年度に原油換算 1,500kℓ 以上を使用した場合は、提出が必要になります。

一方で、さいたま市外から転入する場合において、前年度(転入前)に原油換算 1,500kℓ 以上を使用した場合は、前年度にさいたま市内に事業所がなかったため、当該年度に提出する必要はありません。転入後に、原油換算 1,500kℓ 以上を使用した場合に、提出する必要があります。

質問1-4

大規模小売店舗の店舗面積が 5,000 m²以上の店舗内のテナントでエネルギー使用量が原油換算 1,500kℓ以上の店舗については、計画書の提出義務が発生するのか。

(答)

大規模小売店舗内のテナントにつきましては、大規模小売店舗（設置者）が作成する計画書に含めて提出する場合は、単独で提出する必要はありません。ただし、大規模小売店舗内のテナントであってもエネルギー管理権限*がある場合は、個々に計画書を作成する必要があります。

※エネルギー管理権限があるテナント事業者とは、設備更新・管理権限があり、当該設備のエネルギー使用量等を把握している事業者のこと

質問1-5

隣に工場等の事業所がある場合は、含めて計画書を作成するのか。

(答)

企業活動を一体として行っている場合は、含めてください。

質問1-6

国や地方公共団体が設置している事業所も対象になるのか。

(答)

基本的には対象になりませんが、SPC（特定目的会社）等の民間企業が施設の維持管理・運営を行っている場合は対象となります。事業所の維持管理・運営を行っている民間企業から提出してください。

質問1-7

大規模小売店舗立地法で規定する店舗面積が 5,000 m²以上の店舗の設置者だが、店舗面積にかかる部分のみ計画書を作成すればよいのか。

(答)

計画書を作成する事業所の基準は、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち、同条第1項の店舗面積が 5,000 m²であるもの（規則第3条第2号）です。該当する場合は、店舗面積に該当する部分のエネルギーだけでなく、その他の共用部分、管理部分等を含めて計画書を作成してください。

質問1-8

大規模小売店舗立地法で規定する店舗面積が 5,000 m²以上の設置者だが、各テナントにエネルギー管理権限がある場合は、提出の義務はないのか。

(答)

原則は、設置者が計画書を作成して提出しますが、各テナントにエネルギー管理権限がある場合は、テナント側にも作成義務があり、設置者は、その他の共用部分や管理部分等の計画書を作成してください。

また、「その他の共用部分、管理部分等」の該当がない場合は、その旨連絡の上、テナント部分の計画書を提出してください。

質問1-9

年度途中で新規オープンした店舗等の場合、基準年度及び基準排出量はどのように設定すればよいか。

(答)

基準年度についてはオープンした年度とし、基準排出量については各月の実績値を参考に、年間使用量を推計してください。また、提出2年目の際に、基準排出量を年間の実績値に基づいた数値に修正してください。

質問1-10

2013年度以前からあるテナントビルを2018年から所有している。その場合は、所有する前を基準年度として設定することは可能か。

(答)

所有する前の年度を基準年度として設定することはできません。2018年から前々年度までの間で基準年度を設定してください。

2 推進体制

質問2-1

環境負荷低減主任者の役職等の具体的な選考基準は何かあるのか。

(答)

選考基準は特にありません。計画書を策定・変更できる人を選任してください。一つの基準例として各々の事業所内で計画書の進行管理を行っている人や従業員への教育等ができる立場の人を選考してください。

また、エネルギー管理士などの特別な資格要件はありません。

質問2-2

環境負荷低減主任者を複数名選考してもよいか。

(答)

複数名でもかまいませんが、様式第48号の届出書には1名のみ記入してください。

質問2-3

環境負荷低減主任者は該当事業所に常駐している必要があるのか。

(答)

必ずしも事業所に常駐している必要はありません。

3 排出量算定方法

質問3-1

事業所外で使用する営業車等の燃料は事業所の二酸化炭素排出量に含めなくていいのか。

(答)

事業所外を移動する自動車等の燃料については、本制度の算定対象外としてください。なお、事業所内のみを運行する車両（フォークリフト等）の燃料については、算定の対象となります。

質問3-2

前年度の伝票の一部がなく、前年度の負荷が完全に把握できない場合は、どう対応すればいいのか。

(答)

事業所で可能な限りの調査を行い、現存する伝票から負荷を推計するなど工夫して把握して、翌年度の計画書の作成のために伝票の整理・保管体制を整備してください。

4 削減目標

質問4-1

削減目標の設定について、最低ライン等の基準はあるのか。さいたま市の目標値とリンクさせる必要はあるのか。

(答)

目標値自体の基準設定はありません。国・埼玉県等に提出した削減目標値と同じでも異なる目標値でも構いません。これまで提出した計画書の目標値から変更することも可能です。目標の立て方としては、わかりやすく、把握しやすいように工夫してください。また、現在のところ、さいたま市の目標値とリンクさせる必要はありません。

質問4-2

二酸化炭素（CO₂）の排出権を購入することは、評価されるのか。また、カーボンオフセットや植林運動等のCSR活動は評価されるのか。

(答)

計画書には該当事業所の設定目標を達成する自ら行う具体的な取組を記入するので、その他のPR活動として追加で記入してください。

質問4-3

計画書期間を3年としているが、毎年度の計画書作成ごとに、1年ずつずらしてあらたな計画書期間で削減目標を再設定するのか。

(答)

計画書の提出は毎年度なので、前年度に提出した計画書の削減目標の設定にこだわらず、前年度の取組結果を踏まえて計画書を見直してください。ただし、基準年度については原則毎年度同じものを用いてください。

質問4-4

将来的にさいたま市で削減率を定めて、その削減を義務化する予定はあるのか。

(答)

負荷削減の取組自体が自主的な取組になりますので、現在のところ、削減率を定めて、削減を義務化する予定はありません。

質問4-5

目標が達成できなかった場合の罰則の規定はあるのか。また、その場合視察指導等を実施するのか。

(答)

罰則の規定はありません。また、目標が達成できないことを理由に視察指導を実施する予定はありませんが、必要に応じて現地を訪問して、事情をお聞きすることを予定しております。

5 提出方法

質問5-1

様式第1号、様式第48号に押印欄がないが、押印は不要なのか。

(答)

令和3年度より、押印不要となりました。

質問5-2

計画変更報告書については、軽微な変更でも提出する必要があるのか。どの程度の変更なら提出する必要があるのか。

(答)

事業所名の変更、計画書目標を大幅に変更したなど、内容を大きく変更した場合を

想定しています。人事異動等に伴う環境負荷低減主任者の変更は、翌年度の提出時に様式第 48 号を提出してください。その他の軽微な場合は、ご相談ください。

質問 5-3

提出期限については、毎年 8 月 31 日になるのか。

(答)

毎年 8 月 31 日になります。(8 月 31 日が閉庁日の場合は、翌開庁日になります。)

質問 5-4

提出方法については、郵送でもよいのか。

(答)

郵送による提出も可能ですが、その場合は必ず到達したことが確認できる方法(簡易書留等)により行ってください。なお、郵送の場合は CD または DVD 等の光ディスクによる電子データで提出してください。

質問 5-5

計画書を廃止する場合はどのような手続が必要なのか。

(答)

まず電話でご連絡いただき、その後変更計画書の提出の必要有無について判断させていただきます。

6 公表

質問 6-1

計画書はいつまでに公表しなければならないのか。

(答)

計画書をさいたま市に提出した日から公表を開始し、その年度の 3 月 31 日まで公表してください。

質問 6-2

さいたま市ホームページでの公表、PR は、実施するのか。

(答)

さいたま市ホームページで事業所名称、所在地(〇〇区)、基準年度に対する温室効果ガス削減率を公表する予定です。基準年度に対する温室効果ガス削減率の公表は任意になります。

計画書提出事業所名一覧の形式での公表になります。また、基準年度に対する温室効果ガス削減率が高い事業所につきましては、ヒアリングを行わせていただき、取組内容をホームページで取り上げさせていただきます。併せて市長による表彰も予定し

ております。

質問6-3

計画書を作成する上での伝票等も公表の対象となるのか。

(答)

伝票等の計画書を作成する上での資料は、公表の対象となりません。

質問6-4

計画書の公表は当該年度作成分のみでよいのか。過年度分についても公表対象になるのか。計画書の書面は何年保存すればよいのか。伝票等についても保存年限は決まっているのか。

(答)

計画書の公表については、当該年度分のみでかまいませんが、任意で過年度分を公表することも可能です。また、保存年限も特に定めておりませんが、計画書の進行管理を把握するために各事業所での必要と判断した一定期間の保管を実施してください。伝票等についても整理した上で、これに準じてください。

質問6-5

計画書のホームページによる公表は必要なのか。

(答)

ホームページでの公表は任意となります。公表方法は、事業所内にて書面で公表してください。事務所に備え付けの掲示板等がある場合はそこでの常時掲示のほか、掲示板等ない場合は閲覧希望者からの申し出がある場合に、随時書面で閲覧ができるように準備しておいてください。

7 埼玉県地球温暖化対策推進条例との違い

質問7-1

埼玉県とさいたま市の制度の違いは。

(答)

埼玉県の制度は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき温室効果ガスの排出量を削減するための計画書の提出を求め、排出量取引制度の運用も行っております。それに対して、さいたま市の制度は生活環境の保全に関する条例に基づき、取組チェックシート等での簡易な方法での二酸化炭素排出量の現状把握のほか、廃棄物等排出量の削減計画を含めた幅広い自主的な計画書を作成します。

また、対象範囲としては、県の制度が「事業者」単位としているのに対して、市の制度は「事業所」単位で、さらに対象となる報告者の1つに店舗面積が5,000㎡以上の大規模小売店舗が含まれることが異なっております。

質問7-2

埼玉県とさいたま市の制度の違いの一覧表はありますか。

(答)

制度として別の制度となりますので、一覧で比較できる表はありません。

質問7-3

計画書を作成するにあたっての各種係数については、毎年度国・埼玉県に準じて設定するのか。

(答)

現在は埼玉県の各種係数に準じております。

質問7-4

さいたま市の計画書については、埼玉県や改正省エネ法の提出内容と重複する内容と感じるが、今後、計画書作成を一部省略等できるようになるのか。

(答)

計画書作成における負担を減らすため、排出の際の係数等の数値などを合わせております。これからは、負担を減らすことができるように、毎年度見直しを図っていきたいと考えております。

8 その他

質問8-1

削減する目標を達成するための、さいたま市の補助制度はあるか。

(答)

昨年度は事業者が、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する費用の一部を補助する、「さいたま市創エネ・蓄エネ設備導入補助金」及び「重点対策加速化事業補助金」を実施しました。今年度も実施する予定ですので、市のホームページに補助制度に関する詳細をご確認下さい。

質問8-2

省エネ対策の相談にのってもらえるか。

(答)

取組を支援するために、専門家（エネルギー管理士）によるエネルギー診断を毎年度実施しております。

今年度も実施する予定なので、希望があれば担当までご相談ください。